しゃきょうだより折込用

令和８年度　歳末たすけあい運動　歳末援護金　申請のご案内

この援護金は、町民の皆さまからお寄せいただく「歳末たすけあい募金」の浄財を、新たな年を迎える時期に、在宅で生活困窮のために支援を必要としている世帯に配分するものです。

配分を希望される方は、**自己申請が必要**となりますので、趣旨をご理解いただき、下記の説明をご覧になり、期日までにすべての記載内容、提出書類をご確認の上、阿見町社会福祉協議会へ申請をしてください。

【配分対象となる世帯について】　**※（1）（2）（3）を全て満たしていることが必要**です

（1）令和８年１月１日以前から阿見町に住民登録があること
（2）**世帯全員が住民税非課税**であること（**生活保護世帯を除く**）
（3）次の世帯条件（ア～カ）のいずれかに該当する世帯であること

ア．障害者のいる世帯 1. 身体障害者手帳１・２級 2. 療育手帳Ⓐまたは A 3. 精神障害者保健福祉手帳１級 （提出書類①②③） 注 1）18 歳以下の障害児にはクリスマスプレゼント支給あり	イ．75 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 （提出書類①②）	ウ．準要保護（教育委員会より準要保護児童・生徒認定され、就学援助を受給している）世帯 （提出書類①②④） 注 1）18 歳以下の子どもにはクリスマスプレゼント支給あり
エ．ひとり親世帯 18 歳到達後の最初の３月 31 日までの間にある児童を扶養し、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯 （提出書類①②） 注 1）18 歳以下の子どもにはクリスマスプレゼント支給あり	オ．交通遺児世帯 両親またはどちらか一方を交通事故により失った 18 歳到達後の最初の３月 31 日までの間にある児童を扶養している世帯 （提出書類①②） 注 1）18 歳以下の子どもにはクリスマスプレゼント支給あり	カ．65 歳以上で要介護４以上の認定を受けている方のいる世帯 （提出書類①②⑤）

注 1）18 歳到達後の最初の３月 31 日までの間にある児童
　　クリスマスプレゼント：図書カード　該当児童１人につき 1,000 円分を郵送いたします
注 2）重複する場合は、いずれかひとつの区分での支給となります
注 3）上記に該当する場合でも、**同一敷地内での別棟や同一世帯において、世帯分離登録している方、施設入所や長期入院（3 か月以上）などで在宅でない場合は対象外**となります

【申請に必要な提出書類】

①歳末援護金申請書・同意書　※窓口またはホームページからダウンロードも可
②振込先金融機関口座の**通帳表紙裏の見開きページ**の写し
③障害者手帳の**氏名・住所・等級等のわかるページ**の写し
④教育委員会発行：就学援助審査結果通知書様式第２号（第６条関係）の写し
⑤介護保険被保険者証の写し

【申請方法】　**※期限を過ぎた場合や提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください**

受付期間　**令和８年１０月１日（木）～１１月２０日（金）　必着**

提出方法　①郵送：お手持ちの封筒に下記の宛名と**切手を貼り**郵送してください
　　※切手代はご負担ください
　　②持参：阿見町社会福祉協議会（阿見町総合保健福祉会館さわやかセンター内）にご提出ください
　　受付時間：８時３０分～１７時１５分　※土日祝日を除く

【援護金の配分について】

①申請締切後、申請書内容を関係機関に確認し、対象の可否を通知いたします
②援護金支給金額は、今年度の歳末たすけあい募金額により決定します
③支給は、１２月下旬、指定口座に振り込みます

【その他】

身体が不自由などの理由により、ご自身で申請することが困難な場合は、下記もしくはお住いの地区の民生委員・児童委員にご相談ください

【申請書の提出・お問い合わせ】

切り取って郵送の際に宛名としてお使いください↓

〒３００－０３３１　阿見町阿見４６７１－１
阿見町社会福祉協議会　地域福祉係　宛
電話　029-887-0084　　FAX　029-887-9934